

消防だより



# 虹のマーチ

2008.6  
第10号

川越地区消防組合



特別表彰「まとい」を受賞  
「住民の防災リーダーとして」

川越<sup>どひ</sup>鳶組合により、木遣り<sup>きや</sup>とともに「まとい」を披露する

川越市消防団は、三月七日、第六十回日本消防協会定例表彰式で、日本消防協会の片山虎之助会長から消防団最高の榮譽である特別表彰「まとい」を受け取りました。

本年は、わが国の消防が、自治体消防として発足して六十周年を迎える年です。この記念すべき年に、念願であったこの表彰を、全国二千四百以上ある消防団の中から受けることができ、たことは、住民の皆さんの消防団に対するご理解とご協力のたまものです。

この表彰は、昭和二十六年に日本消防協会表彰旗を授与されたことに合わせて、平成八年に埼玉県消防操法大会で優勝し、さらに、同十七年には、全国女性消防操法大会に「川越市女性消防隊」として出場し準優勝するなど、永年にわたり抜群の成績を堅持していることが高く評価されたものです。

この榮譽を糧に、市消防団員は住民の皆さんの防災リーダーとして、今後も一丸となって「安心・安全なまちづくり」を目指した消防団づくりに励んでいきます。

問い合わせ 消防局総務課 TEL 2222-0741



※「まとい」は、全長二メートル。純金ばくと純銀ばくで仕上げであり、重さは約十キログラムあります。

川越地区消防組合

# もう付いてますか？

## 住宅用火災警報器

六月一日からはすべての住宅に

「住宅用火災警報器」が設置されなければなりません

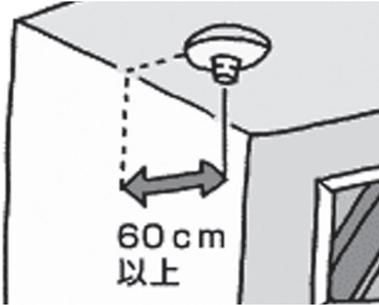
消防法の改正により、住宅（自動火災警報器などが設置されていないアパートなどを含みます）には、平成十八年六月一日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

なお、同日より前に建築されていた住宅は、川越地区消防組合の火災予防条例で二年間の設置猶予期間が定められていましたが、五月三十一日までの猶予期間が終了しました。現在は、すべての住宅に「住宅用火災警報器」が設置されていなければなりません。

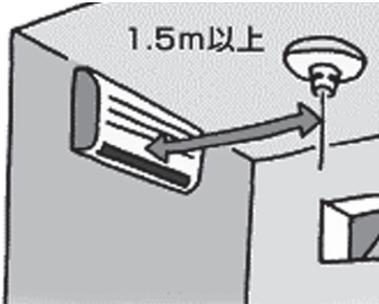
この警報器は、逃げ遅れによる犠牲者を少しでも減らすために設置するもので、**寝室や階段など**に設置します。

### 【天井取り付けの場合】

○壁やはりなどから60センチ以上離します。

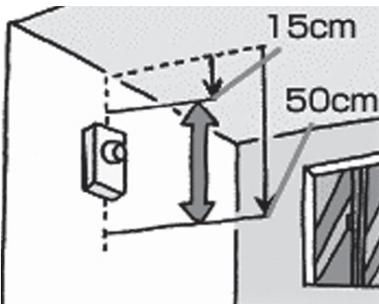


○エアコンなどの吹き出し口から1.5メートル以上離します。



### 【壁取り付けの場合】

○天井から15センチ～50センチの間に設置します。



この警報器を設置するには、一定の基準があります。その基準は、左のイラストのとおりです。ドライバなどで簡単に取り付けることができます。すでに設置されている方も、再度確認して、適正な設置場所に設置してください。

また、訪問販売による不適正な販売が増加しています。法外な価格で売りつけるといった手口が多いようです。不審に思ったら、すぐに近くの消防署や消防局予防課までお尋ねください。

問い合わせ

消防局予防課 TEL222-0744

### 平成十九年度の情報公開制度と

#### 個人情報保護制度の運用状況報告

##### ○情報公開制度の運用状況

住民の皆さんの組合行政への参加促進と開かれた組合行政の推進のため、組合で保有している公文書を公開する「情報公開制度」を実施しています。

平成十九年度の情報公開制度の決定件数は、合計二件でした。実施機関別の決定件数などは、表のとおりです。

##### ○個人情報保護制度の運用状況

住民の皆さんの権利や利益の保護と公正で信頼される組合行政の推進のため、組合が保有する個人情報の取り扱いについてルールを定め、個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障する「個人情報保護制度」を実施しています。

平成十九年度は、開示請求、訂正などの請求は、ありませんでした。

※平成十九年度につきましては、情報公開条例と個人情報保護条例の施行日（平成十九年十月一日）から三月三十一日までの期間の運用状況です。

情報公開制度の実施機関別決定件数（件）

| 実施機関  | 全部公開 | 部分公開 | 非公開 | 取り下げ | 合計 |
|-------|------|------|-----|------|----|
| 議会    | 0    | 0    | 0   | 0    | 0  |
| 管理者   | 0    | 2    | 0   | 0    | 2  |
| 消防長   | 0    | 0    | 0   | 0    | 0  |
| 公平委員会 | 0    | 0    | 0   | 0    | 0  |
| 監査委員  | 0    | 0    | 0   | 0    | 0  |
| 合計    | 0    | 2    | 0   | 0    | 2  |

請求・申し出の決定件数（件）

|     | 全部公開 | 部分公開 | 非公開 | 取り下げ | 合計 |
|-----|------|------|-----|------|----|
| 請求  | 0    | 0    | 0   | 0    | 0  |
| 申し出 | 0    | 2    | 0   | 0    | 2  |
| 合計  | 0    | 2    | 0   | 0    | 2  |

請求者・申し出者の区分（件）

| 住民 | 在勤者 | 法人 | 利害関係者 | その他 | 合計 |
|----|-----|----|-------|-----|----|
| 2  | 0   | 0  | 0     | 0   | 2  |

問い合わせ 消防局総務課 TEL222-0741

**消火協力・人命救助ありがとうございました**

次の消火協力や人命救助に対して、消防局長から感謝状をお贈りしました。

◎二月四日、川越市新宿町五丁目地内で発生した建物火災において、火元建物の玄関先にいた人を屋外に救出し、人命救助に貢献されました。

・川越市新宿町五丁目 白石やす子さん

◎二月九日、川越市今泉地内で発生した建物火災において、消火協力に貢献されました。

・川越市今泉 鈴木忠夫さん

◎二月十三日、川島町中山地内で乗用車の下敷きになつている女性を発見し、付近の皆さんと協力して救出し、人命救助に貢献されました。

・川島町中山 新井精治さん ・同 山下順平さん

・同 山下和博さん ・同 喜多由美さん

・同 松本麻由美さん ・同 田島兵治さん

・同 神田登喜子さん

問い合わせ 消防局総務課 TEL222-0741

**消防団協力事業所表示制度**

川越地区消防組合では、四月一日より「消防団協力事業所表示制度」の運用を開始しました。

この制度は、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く評価されると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がよりいっそう充実することを目的としています。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証の社屋への掲示、表示証のマークを自社ホームページなどで表示することにより、防災に寄与している事業所であると、広くお知らせすることが出来ます。多くの事業所の皆さんの参加をお待ちしています。

問い合わせ 消防局総務課 TEL222-0741

**文部科学大臣表彰「創意工夫功労者賞」と、財団法人全国消防協会会長賞を受賞**

○川越西消防署の金子亮一消防士長が考案した「頸椎固定器具の改良」が平成二十年科学技術分野の文部科学大臣表彰「創意工夫功労者賞」を受賞し、四月二十一日に川越地区消防組合管理庁である舟橋功一川越市長から表彰状と記念品が伝達されました。

交通事故など傷病者の頸椎を固定する器具を改良し、傷病者の容態の急変に対応でき、回復後の社会復帰まで視野に入れた点などが高い評価を得ました。



○川越西消防署の田端真二消防士長が考案した「酸素マスクの改良」で、(財)全国消防協会主催の「消防機器の改良・開発及び消防に関する論文」会長賞を受賞しました。六月五日に東京ビックサイト(江東区)で全国消防協会会長から表彰を受けました。

マスクの取り付けがワンタッチでゴムひもを後頭部に回す必要がなく、頸椎の保護、嘔吐時の迅速な対応が可能になります。

川越地区消防組合では、今後もさまざまな災害に備え、消防機器の開発・改良を行ってまいります。

問い合わせ 消防局予防課 TEL222-0744

**消防インフォメーション**

大切な人の命を救えるのは

あなたの早い通報と早い応急手当てです

○川越地区消防組合では、AEDの使用方法を含めた心肺蘇生法の救命講習会を実施しています。毎月一回の定例救命講習会のほか、川越市・川島町の自治会や事業所などを対象とした団体講習についても、随時受け付けています。

定例救命講習の日程や会場は、広報川越・広報かわじまでお知らせします。

問い合わせ

消防局救急課 TEL222-0160

○ご存じですか? 川越地区消防組合には、消防テレホンガイドがあります。どこで何が起きて、消防車両が出勤しているのかを電話でお知らせするものです。消防車両が、火災・救助・警戒などの災害出勤の際にお知らせします。(救急車のみのお出動の際は、テレホンガイドでの案内はしていません。)

これらの災害情報はホームページでもお知らせしています。また、地震が起きたときにもテレホンガイドでお知らせしています。

消防テレホンガイド TEL223-0700

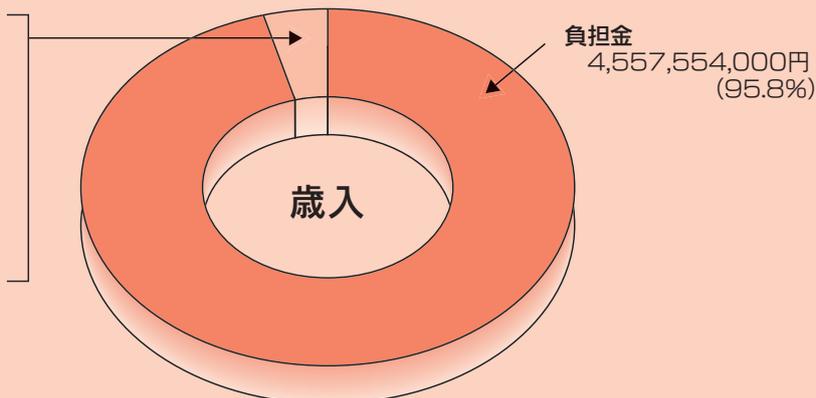
※かけまちがないようにお願いします。

問い合わせ 消防局指揮統制課 TEL222-0700

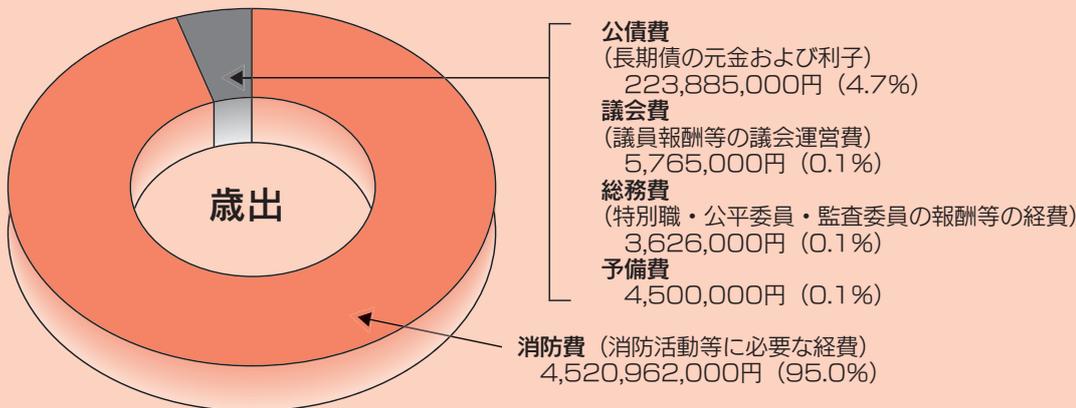
ホームページ http://www.119kawagoechiku.jp/

2008年度全国統一防火標語「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 組合債       | 152,300,000円 (3.2%) |
| 繰越金       | 20,000,000円 (0.4%)  |
| 諸収入       | 21,714,000円 (0.5%)  |
| 使用料および手数料 | 4,632,000円 (0.1%)   |
| 財産収入      | 2,538,000円 (0.1%)   |



平成20年度当初予算 47億5,873万8千円



【負担金】消防行政を運営するうえで必要な主な財源は、組合を構成する川越市と川島町からの負担金です。  
 ※ 比率(%)の合計は、端数処理の関係で100%にならないことがあります。

平成二十年度予算

消防車両紹介シリーズ⑦

はしご付消防自動車 (はしご車)

はしご車は、高層ビルなどの高所での消火活動や逃げ遅れた方や自力避難が困難な方を先端に付いているバスケットやリフターを活用して救出する車両です。  
 また、高所だけではなく、斜め下方向にはしごを伸ばす機能もあり、水難事故などで、はしご車よりも低い場所にいる救助を求めている方を救出するときにも活躍します。

はしごの高さはさまざまで、川越地区消防組合では、十五メートル級(一台)・三十五メートル級(二台)・四十六メートル級(一台)の四台のはしご車を、地域の特性に合わせて配置しています。

○空気呼吸器

火災で発生する煙や有毒ガスなどから身を守ります。重さは約十キログラムで、隊員は、圧縮された空気が入っているボンベを背負い、面体(マスク)を着けて活動します。

○送排風機

充滿している煙を屋外へ排出したり、新鮮な空気を送風したりすることができます。

【配置場所】

- 川越北消防署 (46メートル級)
- 川越中央消防署 (35メートル級)
- 高階分署 (15メートル級)
- 川越西消防署 (35メートル級)



15メートルに伸ばしたところ (高階分署)



15メートルに伸ばし、伏せたところ (川越北消防署)



消防だより  
虹のマーチ

2008.6  
第10号

発行/川越地区消防局 総務課  
 〒350-0823川越市神明町48-4 TEL 049-222-0741  
<http://www.119kawagoechiku.jp/>  
 消防テレホンサービス/TEL 223-0700  
 \*かけまちがいにご注意ください。

火事・救急・救助は119番